

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 6 月30日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第70号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則（昭和59年佐賀県規則第35号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(委任)</p> <p>第2条 法第19条第4項の規定により、法第24条から第28条まで、第30条から第37条まで、第48条第4項、<u>第62条</u>、第63条、第76条第1項、第77条第2項、第78条、第80条及び第81条に規定する知事の保護の決定及び実施に関する事務は、佐賀県保健福祉事務所設置条例（平成17年佐賀県条例第77号）第1条に規定する保健福祉事務所の長（以下「保健福祉事務所長」という。）に委任する。</p> <p><u>2 略</u></p> <p>(保護決定通知書)</p> <p>第5条 法第24条第1項(同条第5項において準用する場合を含む。)<u>、法第25条第2項及び法第26条の書面は、保護決定通知書（様式第27号）によるものとする。</u></p> <p><u>(扶養照会書)</u></p> <p>第10条 略</p>	<p>(委任)</p> <p>第2条 法第19条第4項の規定により、法第24条から第28条まで、第30条から第37条の2まで、第48条第4項、<u>第62条第3項及び第4項</u>、第63条、第76条第1項、第77条第2項、<u>第78条の2第1項</u>、第80条並びに第81条に規定する知事の保護の決定及び実施に関する事務は、佐賀県保健福祉事務所設置条例（平成17年佐賀県条例第77号）第1条に規定する保健福祉事務所の長（以下「保健福祉事務所長」という。）に委任する。</p> <p><u>2 法第55条の4第2項の規定により、法第55条の4第1項、第55条の5及び第78条の2第2項に規定する就労自立給付金の支給に関する事務は、保健福祉事務所長に委任する。</u></p> <p><u>3 略</u></p> <p>(決定通知書)</p> <p>第5条 法第24条第3項(同条第9項において準用する場合を含む。)<u>及び法第25条第2項の書面は、保護決定通知書（様式第27号）又は保護申請却下通知書（様式第27号の2）によるものとする。</u></p> <p><u>2 法第26条の書面は、保護停止・廃止通知書（様式第27号の3）によるものとする。</u></p> <p><u>(扶養照会書等)</u></p> <p>第10条 略</p>

改正前	改正後
<p>(調査依頼書)</p> <p>第11条 保健福祉事務所長は、<u>法第29条の規定により、調査を囑託し、又は報告を求めるときは、調査依頼書(様式第38号)によらなければならない。</u></p> <p>(審査請求書等)</p> <p>第27条 略</p> <p>様式第1号(第3条関係)</p> <p>(表面)</p>	<p>2 <u>保健福祉事務所長は、法第24条第8項の規定により、要保護者の扶養義務者に対し、保護の開始の決定を通知するときは、扶養義務者への通知書(様式第37号の2)によらなければならない。</u></p> <p>3 <u>保健福祉事務所長は、法第28条第2項の規定により、要保護者の扶養義務者に対し、報告を求めるときは、報告依頼書(様式第37号の3)によらなければならない。</u></p> <p>(調査依頼書)</p> <p>第11条 保健福祉事務所長は、<u>法第29条第1項の規定により、資料の提供等を求めるときは、調査依頼書(様式第38号)によらなければならない。</u></p> <p>(審査請求書等)</p> <p>第27条 略</p> <p>(就労自立給付金申請書)</p> <p>第28条 <u>施行規則第18条の4第1項に規定する申請書は、就労自立給付金申請書(様式第65号)によるものとする。</u></p> <p>(就労自立給付金決定通知書等)</p> <p>第29条 <u>保健福祉事務所長は、法第55条の4第1項の規定により就労自立給付金を支給するときは、就労自立給付金決定通知書(様式第66号)によらなければならない。この場合において、当該保健福祉事務所長は、就労自立給付金決定調書(様式第67号)を作成しなければならない。</u></p> <p>(徴収金の納入に充てる旨の申出書)</p> <p>第30条 <u>法第78条の2第1項又は第2項の規定による申出は、徴収金の納入に充てる旨の申出書(様式第68号)によるものとする。</u></p> <p>様式第1号(第3条関係)</p> <p>(表面)</p>

改正前									改正後										
略 (裏面) 台帳(4)									略 (裏面) 台帳(4)										
略									略										
10 処遇方針及びケース取扱上の留意点									10 援助方針及びケース取扱上の留意点										
略									略										
様式第2号(第3条関係)									様式第2号(第3条関係)										
略									略										
番号	就労収入		基礎 控除 金額	必要 経費	新規 就労 控除	未成 年者 控除	特別 控除	収 入 充 当 額		番号	就労収入		基礎 控除 金額	必要 経費	新規 就労 控除	未成 年者 控除	収 入 充 当 額		
	種別	収入 総額									種別	収入 総額							
就労 以外										就労 以外									
略									略										

様式第11号の別添3を次のように改める。

(別添3)

同意書

保健福祉事務所長 様

年 月 日

住所

氏名

印

世帯員氏名

印

私及び私の世帯員は、下記の内容について同意します。

記

生活保護法(以下「法」という。)による保護の決定若しくは実施又は法第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要があるときは、私及び私の世帯員(以下「私等」という。)の以下に掲げる事項につき、貴保健福祉事務所が官公署、日本年金機構、共済組合等(以下「官公署等」という。)に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、私若しくは私の世帯員の雇主その他の関係人(以下「銀行等」という。)に報告を求めることに同意します。

また、貴保健福祉事務所の調査又は報告要求に対し、官公署等又は銀行等が報告することについて、私等が同意している旨を官公署等又は銀行等に伝えて構いません。

- 1 氏名及び住所又は居所
- 2 資産及び収入の状況(生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。)
- 3 健康状態
- 4 他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況
- 5 支出の状況

(注) 保護廃止後は、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である

改正前	改正後
<p>様式第24号（第4条関係）</p> <p style="text-align: center;">（表面）</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p style="text-align: center;">（裏面）</p> <p>< 記入上の注意 ></p> <p style="text-align: center;">略</p> <p>（参考）生活保護法（抜粋）</p> <p>第85条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者は、3年以下の懲役又は<u>30万円</u>以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治40年法律第45号）に正条があるときは、刑法による。</p>	<p>様式第24号（第4条関係）</p> <p style="text-align: center;">（表面）</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p style="text-align: center;">（裏面）</p> <p>< 記入上の注意 ></p> <p style="text-align: center;">略</p> <p>（参考）生活保護法（抜粋）</p> <p>第85条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者は、3年以下の懲役又は<u>100万円</u>以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治40年法律第45号）に正条があるときは、刑法による。</p> <p><u>2</u> 略</p>

様式第27号の次に次の2様式を加える。

第 号
年 月 日

様

保健福祉事務所長 印

保護申請却下通知書

年 月 日付けで申請された生活保護法による保護については、下記の理由で保護できないので却下します。

記

- 1 却下の理由
- 2 この通知が申請書受理後 14 日を経過した事由

- (注) 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、佐賀県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告としてこの決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査請求をした日から50日を経過しても判決がないとき。
 - (2) 決定、決定の執行又は手続の続行により著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第 号
年 月 日

様

保健福祉事務所長 印

保護停止・廃止決定通知書

年 月 日第 号により決定した生活保護法による保護を下記のとおり
（停止・廃止）と決定したので通知します。

記

- 1 （停止・廃止した保護の種類）
- 2 停止する期間
- 3 廃止する時期 年 月 日
- 4 理由

- (注) 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、佐賀県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告としてこの決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査請求をした日から50日を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 決定、決定の執行又は手続の続行により著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>様式第32号（第8条関係）</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>略</p> <p>(注) 1・2 略</p> <p>3 この検診命令を受けないと生活保護法第28条第4項の規定により、あなたの保護申請が却下され、又はあなたに対する保護が変更、停止、若しくは廃止をされる場合があります。</p> <p>4 略</p> </div> <p>(参考)生活保護法(抜粋)</p> <p>第28条 保護の実施機関は、保護の決定又は実施のため<u>必要がある</u>ときは、<u>要保護者の資産状況、健康状態その他の事項を調査するために、要保護者について、当該職員に、その居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させ、又は当該要保護者に対して、保護の実施機関の指定する医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨を命ずることができる。</u></p>	<p>様式第32号（第8条関係）</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>略</p> <p>(注) 1・2 略</p> <p>3 この検診命令を受けないと生活保護法第28条第5項の規定により、あなたの保護申請が却下され、又はあなたに対する保護が変更、停止、若しくは廃止をされる場合があります。</p> <p>4 略</p> </div> <p>(参考)生活保護法(抜粋)</p> <p>第28条 保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条（第3項を除く。次項及び次条第1項において同じ。）の規定の<u>施行のため必要があると認めるときは、要保護者の資産及び収入の状況、健康状態その他の事項を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、当該要保護者に対して、報告を求め、若しくは当該職員に、当該要保護者の居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させ、又は当該要保護者に対して、保護の実施機関の指定する医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨を命ずることができる。</u></p>
<p>様式第36号（第9条関係）</p> <p>略</p> <p><記入上の注意></p> <p>略</p> <p>(参考)生活保護法(抜粋)</p> <p>第85条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者は、3年以下の懲役又は<u>30万円</u>以下の罰金に</p>	<p>様式第36号（第9条関係）</p> <p>略</p> <p><記入上の注意></p> <p>略</p> <p>(参考)生活保護法(抜粋)</p> <p>第85条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者は、3年以下の懲役又は<u>100万円</u>以下の罰金</p>

改正前	改正後																							
<p>処する。ただし、刑法（明治40年法律第45号）に正条があるときは、刑法による。</p> <p>別添 1・2 略 様式第37号（第10条関係）</p> <p>略 （別紙） 略</p> <p>1 次により扶養（します。できません。）</p> <table border="1" data-bbox="250 719 1088 1294"> <tr> <td data-bbox="250 719 562 762">(1) 扶養の開始時期</td> <td data-bbox="562 719 1088 762">年 月から</td> </tr> <tr> <td data-bbox="250 762 562 879" rowspan="2">(2) 扶養の程度及び程度</td> <td data-bbox="562 762 1088 879">金銭により毎月(年) 円 送金する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="562 879 1088 1007">物品により毎月(年) を 程度援助する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="250 1007 562 1166" rowspan="2">(3) 扶養することができない理由</td> <td data-bbox="562 1007 1088 1166">を引き取る。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="562 1166 1088 1294">その他</td> </tr> <tr> <td data-bbox="250 1166 562 1294"></td> <td data-bbox="562 1166 1088 1294">緊急連絡先(電話番号)</td> </tr> </table>	(1) 扶養の開始時期	年 月から	(2) 扶養の程度及び程度	金銭により毎月(年) 円 送金する。	物品により毎月(年) を 程度援助する。	(3) 扶養することができない理由	を引き取る。	その他		緊急連絡先(電話番号)	<p>処する。ただし、刑法（明治40年法律第45号）に正条があるときは、刑法による。</p> <p>2 略</p> <p>別添 1・2 略 様式第37号（第10条関係）</p> <p>略 （別紙） 略</p> <p>1 精神的な支援（対象者に対する定期的な訪問、電話、手紙のやり取り、一時的な子どもの預かりなど金銭的な援助以外の対象者への関わりをいう。）について</p> <table border="1" data-bbox="1178 719 2013 967"> <tr> <td data-bbox="1178 719 1473 762">精神的な支援の可否</td> <td data-bbox="1473 719 2013 762">可 ・ 不可</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1178 762 1473 842">支援の開始時期</td> <td data-bbox="1473 762 2013 842">年 月から(又は既に行っている。)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1178 842 1473 967">具体的な支援の内容及び頻度</td> <td data-bbox="1473 842 2013 967">緊急連絡先(電話番号)</td> </tr> </table> <p>2 金銭的な援助について</p> <table border="1" data-bbox="1178 1007 2013 1375"> <tr> <td data-bbox="1178 1007 1473 1054">金銭的な援助の可否</td> <td data-bbox="1473 1007 2013 1054">可 ・ 不可(理由:)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1178 1054 1473 1134">援助の開始時期</td> <td data-bbox="1473 1054 2013 1134">年 月から(又は既に行っている。)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1178 1134 1473 1375" rowspan="2">援助の方法・程度</td> <td data-bbox="1473 1134 2013 1294">金銭により毎月(年) ・3,000円・5,000円・10,000円・ 円 を送付します。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1473 1294 2013 1375">物品により毎月(年) を 程度送付します。</td> </tr> </table>	精神的な支援の可否	可 ・ 不可	支援の開始時期	年 月から(又は既に行っている。)	具体的な支援の内容及び頻度	緊急連絡先(電話番号)	金銭的な援助の可否	可 ・ 不可(理由:)	援助の開始時期	年 月から(又は既に行っている。)	援助の方法・程度	金銭により毎月(年) ・3,000円・5,000円・10,000円・ 円 を送付します。	物品により毎月(年) を 程度送付します。
(1) 扶養の開始時期	年 月から																							
(2) 扶養の程度及び程度	金銭により毎月(年) 円 送金する。																							
	物品により毎月(年) を 程度援助する。																							
(3) 扶養することができない理由	を引き取る。																							
	その他																							
	緊急連絡先(電話番号)																							
精神的な支援の可否	可 ・ 不可																							
支援の開始時期	年 月から(又は既に行っている。)																							
具体的な支援の内容及び頻度	緊急連絡先(電話番号)																							
金銭的な援助の可否	可 ・ 不可(理由:)																							
援助の開始時期	年 月から(又は既に行っている。)																							
援助の方法・程度	金銭により毎月(年) ・3,000円・5,000円・10,000円・ 円 を送付します。																							
	物品により毎月(年) を 程度送付します。																							

改正前	改正後					
<p>2 略 略</p>	<p>3 略 略</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1480 252 1637 331">氏名</td> <td data-bbox="1637 252 2038 331">を引き取ります。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1480 331 2038 416">その他</td> </tr> </table>	氏名	を引き取ります。	その他	
氏名	を引き取ります。					
その他						

様式第 37 号の次に次の 2 様式を加える。

様

保健福祉事務所長 印

扶養義務者への通知書

あなたの にあたる さんに対して生活保護法による保護の開始を決定しますので生活保護法第24条第8項の規定に基づき通知します。

なお、民法に定める扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者とは、当所において、定期的に会っているなど交際状況が良好であること、扶養義務者の勤務先等から当該要保護者に係る扶養手当や税法上の扶養控除を受けていること、高額な収入を得ているなど資力があることが明らかであること等を総合的に勘案して判断しています。

氏名	
保護の開始の申請があった日	年 月 日

（参考）生活保護法（抜粋）

第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力、その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2 民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

第24条 略

2～7 略

8 保護の実施機関は知れたる扶養義務者が民法の規定による扶養義務を履行していないと認められる場合において、保護の開始の決定をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該扶養義務者に対して書面をもって厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが適当でない場合として厚生労働省令で定める場合は、この限りではない。

9・10 略

民法（抜粋）

第877条 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

2 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、3親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

第 号
年 月 日

様

保健福祉事務所長 印

報告依頼書

あなたの にあたる さん（住所 ）は生活保護法による保護を申請して（受けて）いますが、生活保護法では民法に定められた扶養義務者による扶養は生活保護に優先して行われるものとされており、民法に定める扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者が、扶養義務を履行していないときは、履行しない理由など保護の決定や実施等のために必要な範囲で、扶養義務者に対して報告を求めることができます。

つきましては、保護の決定又は実施等のため必要がありますので、 年 月 日までに扶養義務を履行しない理由について任意の様式で報告していただきますようお願いいたします。

なお、民法に定める扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者とは、当所において、定期的に会っているなど交際状況が良好であること、扶養義務者の勤務先等から当該要保護者に係る扶養手当や税法上の扶養控除を受けていること、高額な収入を得ているなど資力があることが明らかであること等を総合的に勘案して判断しています。

（特記事項）

（担当者 ）

（参考）生活保護法（抜粋）

第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力、その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2 民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

第28条 略

2 保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条の規定の施行のため必要があると認めるときは、保護の開始又は変更の申請書及びその添付書類の内容を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、要保護者の扶養義務者若しくはその他の同居の親族又は保護の開始若しくは変更の申請の当時要保護者若しくはこれらの者であった者に対して、報告を求めることができる。

3～5 略

民法（抜粋）

第877条 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

2 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、3親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>様式第38号（第11条関係）</p> <p>略</p> <p>生活保護法による保護の決定又は実施のために必要がありますので、下記の事項について調査の<u>うえ</u>、別紙により回答くださるよう同法第29条の規定に基づき依頼します。</p> <p>1 略</p> <p>2 <u>調査事項</u></p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>（参考）生活保護法（抜粋）</p> <p>第29条 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定又は実施</p>	<p>様式第38号（第11条関係）</p> <p>略</p> <p>生活保護法（以下「法」という。）による保護の決定若しくは実施又は法第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要がありますので、下記の事項について調査の<u>上</u>、別紙により回答くださるよう法第29条の規定に基づき依頼します。</p> <p><u>なお、入手した資料については、当事務所において厳秘資料として扱いますので念のため申し添えます。</u></p> <p>1 略</p> <p>2 調査事項</p> <p>（参考）生活保護法（抜粋）</p> <p><u>第24条 保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならない、ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りではない。</u></p> <p><u>(1)～(3) 略</u></p> <p><u>(4) 要保護者の資産及び収入の状況（生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。以下同じ。）</u></p> <p><u>(5) 略</u></p> <p>第29条 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは</p>

改正前	改正後
<p>のために必要があるときは、<u>要保護者又はその扶養義務者の資産及び収入の状況につき、官公署に調査を囑託し、又は銀行、信託会社、要保護者若しくはその扶養義務者の雇主その他の関係人に報告を求めることができる。</u></p>	<p>実施又は第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要があると認めるときは、<u>次の各号に掲げる者の当該各号に定める事項につき、官公署、日本年金機構若しくは国民年金法（昭和34年法律第141号）第3条第2項に規定する共済組合等（以下「共済組合等」という。）に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、次の各号に掲げる者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。</u></p> <p>(1) <u>要保護者又は被保護者であった者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況、健康状態、他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況その他政令で定める事項（被保護者であった者にあつては、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。）</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げる者の扶養義務者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況その他政令で定める事項（被保護者であった者の扶養義務者にあつては、氏名及び住所又は居所を除き、当該被保護者であった者が保護を受けていた期間における事項に限る。）</u></p> <p>2 <u>別表第1の上欄に掲げる官公署の長、日本年金機構又は共済組合等は、それぞれ同表の下欄に掲げる情報につき、保護の実施機関又は福祉事務所長から前項の規定による求めがあつたときは、速やかに、当該情報を記載し、若しくは記録した書類を閲覧させ、又は資料の提供を行うものとする。</u></p> <p><u>生活保護法施行令（抜粋）</u> 第2条の2 <u>法第29条第1項第1号に規定する政令で定める事項は、支出の状況とする。</u></p> <p>(別紙) 略</p>

(別紙)
略

改正前	改正後
<p>様式第63号（第26条関係） 略</p> <p>（注）この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、佐賀県知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告としてこの決定の取消しの訴えを提起することができます。</p>	<p>様式第63号（第26条関係） 略</p> <p>（注）<u>1</u> この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、佐賀県知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p><u>2</u> この決定の取消しの訴えは、<u>上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告としてこの決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。</u></p> <p><u>(1) 審査請求をした日から50日を経過しても判決がないとき。</u></p> <p><u>(2) 決定、決定の執行又は手続の続行により著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</u></p> <p><u>(3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</u></p>

様式第 64 号の次に次の 4 様式を加える。

年 月 日

保健福祉事務所長 様

住所

氏名

印

就労自立給付金申請書

下記のとおり、就労自立給付金の支給について必要書類を添えて申請します。

記

1 保護を必要としなくなった事由

2 添付書類

3 世帯構成員

氏名	性別	生年月日
	男・女	年 月 日（ 歳）
	男・女	年 月 日（ 歳）
	男・女	年 月 日（ 歳）
	男・女	年 月 日（ 歳）

第 号
年 月 日

様

保健福祉事務所長 印

就労自立給付金決定通知書

年 月 日付けで申請された生活保護法による就労自立給付金を、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 支給額 円
- 2 保護の廃止時期 年 月 日
- 3 支給を決定した理由
- 4 就労自立給付金の支給日及び支給方法
- 5 この決定が申請書受理後14日を経過した場合はその理由

- (注) 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、佐賀県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告としてこの決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査請求をした日から50日を経過しても判決がないとき。
 - (2) 決定、決定の執行又は手続の続行により著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 就労自立給付金は、この通知を受けた日の属する年分の一時所得となりますが、一時所得には50万円の特別控除がありますので、他に生命保険の一時金など一時所得に該当する所得があり、50万円の特別控除をしてもなお残額がある場合に限り一時所得の金額が生じ、所得税及び個人住民税が課税されることとなります。

様式第67号（第28条関係）

就労自立給付金決定調書

所長	副所長	課長	課長	係長	係長	担当

認定年月日	起案年月日	決裁年月日	施行年月日
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

ケース番号	世帯主氏名	費用区分	世帯類型	労働力類型	分離	町名

内容 決定理由 下記のとおり決定してよいでしょうか。

算定対象期間	収入充当額	算定率	積立額

積立合計額

上限額

支給額

決定理由

支給日及び支給方法

年 月 日

保健福祉事務所長 様

住所

氏名

印

徴収金の納入に充てる旨の申出書

私は、不実の申告など不正な手段により保護又は就労自立給付金の支給を受けた場合は、生活保護法第78条の2に基づき、交付される保護金品等（保護費（金銭給付されるものに限る。）及び就労自立給付金をいう。以下同じ。）の額から、生活保護法第78条に基づく徴収金のうち貴保健福祉事務所と協議し定める額について、当該保護金品等の交付期日をもって支払に充てる旨を下記の内容について確認した上で、申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、徴収金を全て納付するまで保護金品等から支払に充てるものとします。

記

- 1 生活保護制度は、全額公費によってその財源が賄われていることから、不正受給はあってはならない。不正受給があった場合、生活保護法第78条に基づく徴収金は、必ず全額支払わなければならないものであること。
- 2 不正をしようとする意思がなくても、申告漏れが度重なる場合は「不実の申告」と保健福祉事務所に判断される場合があること。
- 3 徴収金の支払に際して、一括して納付することが困難な場合には、家計の節約に努め、本申出の方法により保護金品等から支払に充てること。

年 月 日

氏名

印

私は、本申出に基づき、 年 月分からの保護金品等より毎月 円を
年 月 日付け費用徴収決定通知による生活保護法第78条の規定に基づく徴収金の支払に充てるものとします。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年 7月 1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の生活保護法施行細則に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。